

建設省住指発第一〇三号

平成四年三月三〇日

建設省住宅局建築指導課長から特定行政庁建築主務部長あて

通知

耐火建築物又は簡易耐火建築物の外壁に外装材として木材を取り付ける場合の取扱いについて

標記については、技術的検討を行った結果、左記により取り扱って防火上支障がないと認められるので通知する。なお、貴管下関係団体等に対しても、この旨周知方願います。

記

一 木材を外装材として外壁に取り付けることができる耐火建築物又は簡易耐火建築物は、防火地域及び準防火地域以外の区域に建設されるものであること。

二 木材を外装材として取り付けることができる外壁の部分は、次のアからウまでに該当する部分であること。

ア 延焼のおそれのある部分以外の部分

イ 外壁の開口部の上端から上方三 m 以内かつ当該開口部の両端から左右それぞれ一・五 m 以内の外壁部分に、建築基準法施行令第一一二条第一項から第五項まで又は第九項の規定による耐火構造の床又は壁(同条第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。)があり、かつ当該部分に、他の開口部がある場合にあつては、開口部の上端から上方二 m 以内かつ当該開口部の両端から左右それぞれ五〇cm 以内の外壁部分以外の部分

ウ 建築基準法第二条第九号の三口に該当する簡易耐火建築物の外壁にあつては、耐火構造又は防火構造とした部分

(参考) 2 のイにおける木材を取り付けることができない外壁の部分

